

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 5月 9日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水圧系原子炉保護装置排出容器(A)及び(B)の液位検出スイッチにおいて、排出容器の排水操作を実施したところ液位検出スイッチが復帰動作しないことが認められたため、当該検出スイッチを点検・修理。	GⅢ	
2	4号機	原子炉建屋地下1階に設置されている所内通話装置(4RH-25)において、通話及び拡声放送が出来ないことが認められたため、当該通話装置を点検・修理。	GⅢ	
3	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)海水排水弁の排水配管において、配管の詰まり(弁を開操作し、排水操作を実施しても海水が少量(鉛筆芯1本)しか流出せず)が認められたため、当該排水配管を清掃。	GⅢ	
4	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系脱塩塔(A)空気抜き配管流量検出スイッチにおいて、流量が無いにもかかわらず流量の誤検出が認められたため、当該検出スイッチを点検・修理。	GⅢ	
5	3・4号廃棄物処理設備	固化設備機器排気フィルタユニット出口希釈空気流量計において、指示値のダウンスケール(目盛板下限値未満)が認められたため、当該流量計を点検・修理。	GⅢ	
6	その他	一次水処理設備硫酸中和廃液ポンプ吐出流量計において、指示値のオーバースケール(指示値の目盛板上限值超え)が認められたため、当該流量計を点検・修理。	GⅢ	